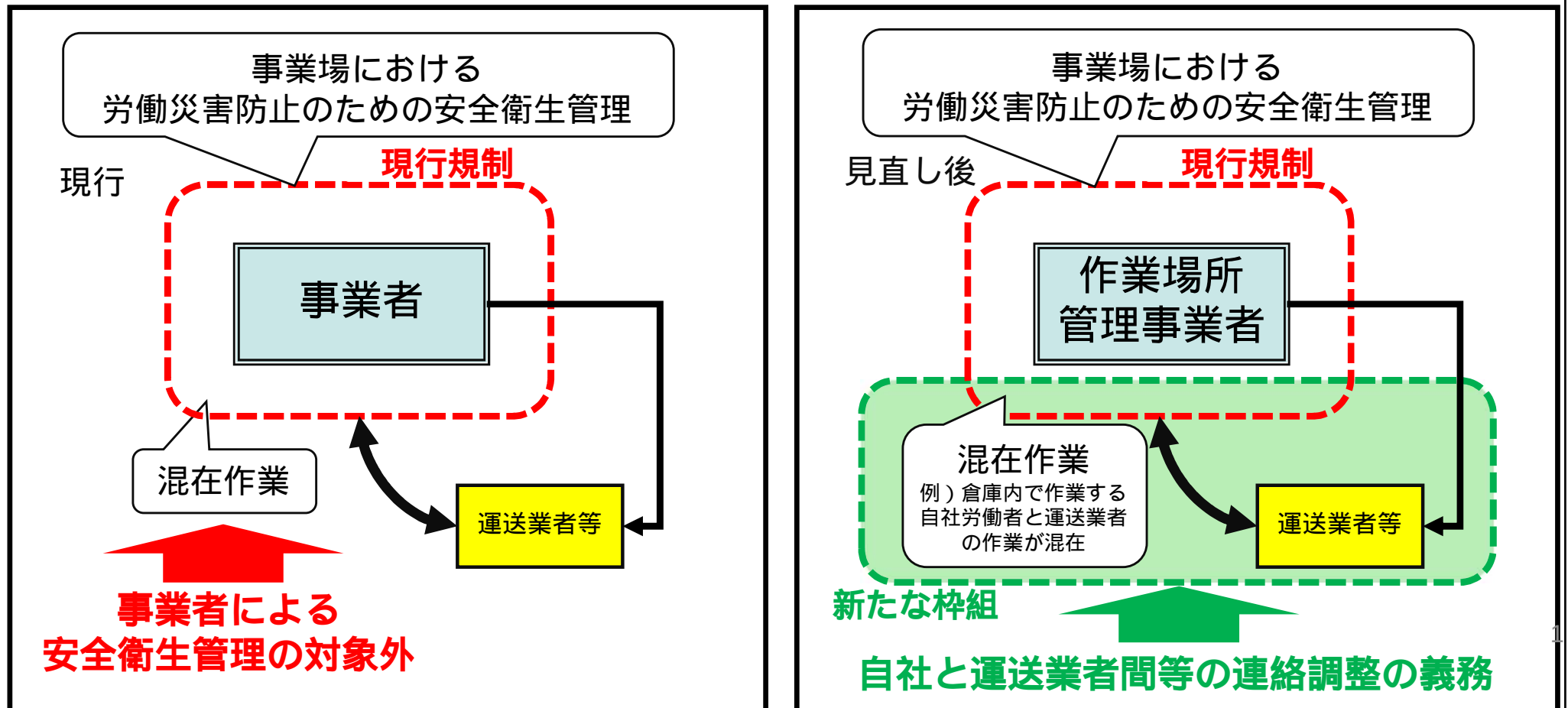


建設業等以外の業種の混在作業場所における連絡調整（R9.4）

- 3業種（建設業・造船業・製造業）や仕事の枠にかかわらず、「一の場所」で行われる混在作業（荷の搬入・搬出作業や機械・設備のメンテナンス作業等）に着目し、混在作業場所を管理する者（作業場所管理事業者）に作業間の連絡調整等の一定の措置を求める枠組みを新たに創設



作業場所を管理する者への 連絡調整措置が義務化

労働安全衛生法第30条の4

新設

R9(2027).4.1 施行

作業場所管理事業者(仕事を自ら行う事業者であって、当該仕事を行う場所を管理するもの)に対して、その管理する場所において危険・有害な業務を行う場合に、作業間の連絡調整等の必要な措置を講ずることが義務付けられた。**(作業場所の例: 建設現場、商業施設のバックヤード、物流センター)**

(作業場所管理事業者の講ずべき措置)

第三十条の四 仕事を自ら行う事業者であつて、当該仕事を行う場所を管理するもの(以下この項並びに第三十二条第四項及び第八項において「作業場所管理事業者」という。)は、その管理する一の場所においてその労働者である作業従事者(当該労働者である作業従事者のほか、労働者以外の当該作業場所管理事業者に係る作業従事者がある場合には、当該者を含む。)及びその請負人(当該仕事が数次の請負契約によつて行われるときは、当該請負人の請負契約の後次の全ての請負契約の当事者である請負人を含む。)に係る作業従事者が作業を行う場合であつて、これらの作業従事者のいずれかが、危険性又は有害性等を勘案して厚生労働省令で定める業務に係る作業を行うときは、当該作業が行われることによつて生ずる労働災害を防止するため、作業間の連絡及び調整を行うことに関する措置その他必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、当該場所において一の仕事のみが行われる場合において、当該仕事に係る全ての作業従事者に関して、第三十条第一項又は第三十条の二第一項に規定する措置が講じられることとなるときは、適用しない。